

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年8月12日
【会社名】	株式会社グルメ杵屋
【英訳名】	GOURMET KINEYA CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 椋本 充士
【本店の所在の場所】	大阪市住之江区北加賀屋三丁目4番7号
【電話番号】	06(6683)1222(代)
【事務連絡者氏名】	経理・システム部門担当取締役 寺岡 成晃
【最寄りの連絡場所】	大阪市住之江区北加賀屋三丁目4番7号
【電話番号】	06(6683)1222(代)
【事務連絡者氏名】	経理・システム部門担当取締役 寺岡 成晃
【縦覧に供する場所】	株式会社グルメ杵屋東京本部 (東京都港区浜松町二丁目13番10号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該事象の発生年月日

2020年8月11日（取締役会決議日）

(2) 当該事象の内容

新型コロナウイルス感染症による損失

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言により、レストラン事業においては休業要請による休業中店舗の地代家賃及び人件費等を、機内食事業においては航空会社の著しい減便による操業縮小に係る地代家賃及び人件費等を、新型コロナウイルス感染症による損失として特別損失に計上いたしました。

(3) 当該事象の連結損益に与える影響

< 連結決算 >

新型コロナウイルス感染症による損失 965百万円

以上